平成30年度 第2回本庄市下水道事業審議会

開催日 平成30年11月20日 開会時間 午前9時00分 場所 本庄市役所 503会議室

- 1. 開 会
- 2. 議 題
 - 第1号 公共下水道事業における使用料金等の適正化について
- 3. その他
- 4. 閉 会

平成21年4月改定の下水道料金について

改定前

改定後

排水量(㎡/月)								
0	~	10						
11	~	30						
31	~	50						
51	~	100						
101	~	200						
201	~	500						
501	~	1, 000						
1, 001 ~								
浴	場営	浴場営業用						

基本料 10㎡ま で	超過料金 1㎡当り
650円	
	95円
	105円
	115円
	140円
	160円
	180円
	200円
	40円

基本料 10㎡ま で	超過料金 1㎡当り
800円	
	117円
	130円
	143円
	175円
	200円
	225円
	250円
	40円

改定率	引上額
23.08%	150円
23.16%	22円
23.81%	25円
24.35%	28円
25.00%	35円
25.00%	40円
25.00%	45円
25.00%	50円
0.00%	0円
25.00%	50円

県内他市町との使用料比較

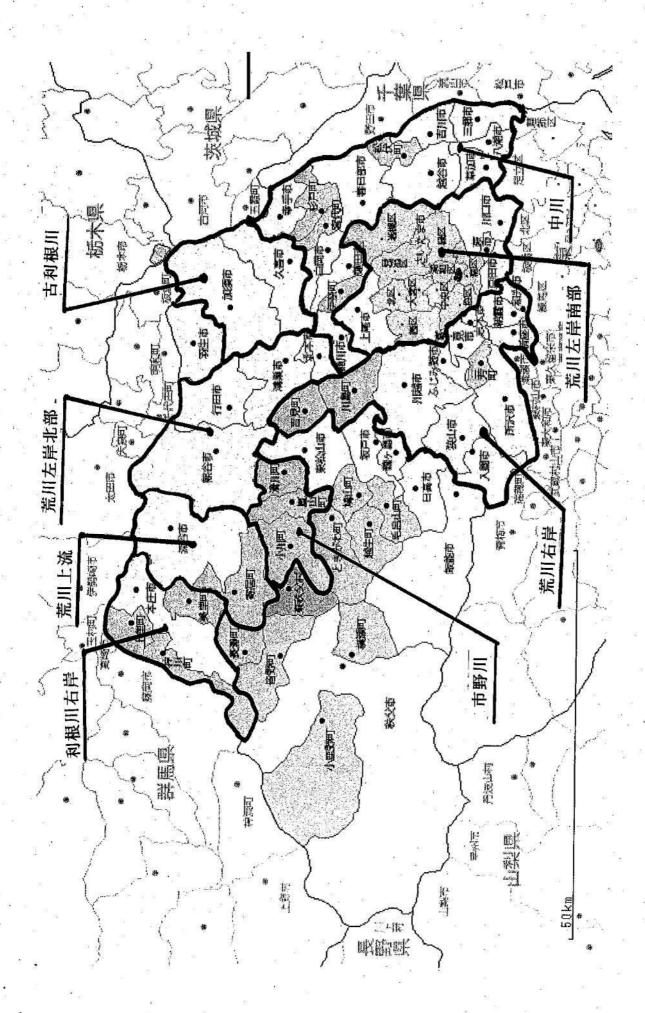
(1ヶ月20m³あたり)

(平成30年10月1日)現在

(単位:円[消費税込])

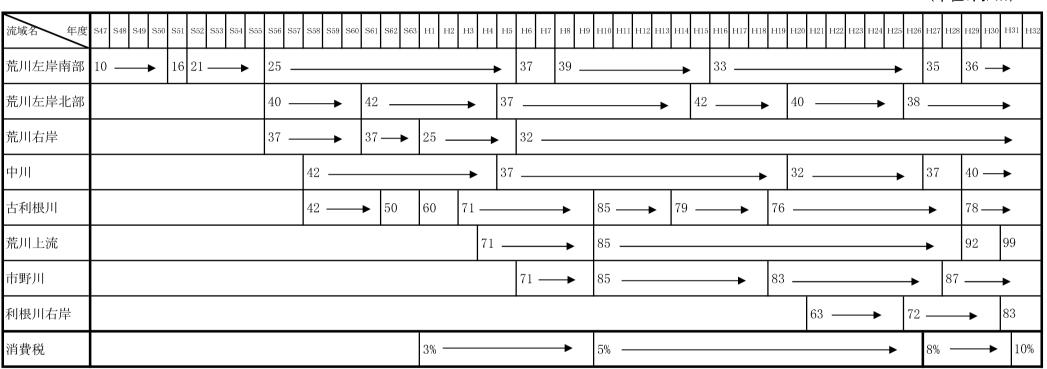
1 横瀬町			
3 日高市 ¥2,710 4 飯能市 ¥2,656 5 滑川町 ¥2,484 6 嵐山町 ¥2,484 7 さいたま市 ¥2,414 8 神川町 ¥2,370 9 小川町 ¥2,366 10 伊奈町 ¥2,333 12 越谷市 ¥2,333 12 越谷市 ¥2,322 13 坂戸・鶴ヶ島下水道組合 ¥2,300 14 鴻巣市 ¥2,268 15 寄居町 ¥2,268 16 皆野・長瀞下水道組合 ¥2,268 17 志木市 ¥2,214 18 美里町 ¥2,160 19 熊谷市(妻沼区域) ¥2,160 19 熊谷市(妻沼区域) ¥2,160 20 本庄市 ¥2,127 22 上尾市 ¥2,116 23 吉見町 ¥2,106 24 白岡市 ¥2,005 26 行田市 ¥1,998 27 東松山市 ¥1,998 28 川口市 ¥1,962	1	横瀬町	¥3,240
4 飯能市 ¥2,656 5 滑川町 ¥2,484 6 嵐山町 ¥2,484 7 さいたま市 ¥2,414 8 神川町 ¥2,370 9 小川町 ¥2,366 10 伊奈町 ¥2,354 11 春日部市 ¥2,333 12 越谷市 ¥2,322 13 坂戸・鶴ヶ島下水道組合 ¥2,300 14 鴻巣市 ¥2,268 15 寄居町 ¥2,268 16 皆野・長瀞下水道組合 ¥2,268 17 志木市 ¥2,214 18 美里町 ¥2,160 19 熊谷市(妻沼区域) ¥2,160 20 本庄市 ¥2,127 21 上里町 ¥2,127 22 上尾市 ¥2,116 23 吉見町 ¥2,005 24 白岡市 ¥2,005 25 熊谷市 ¥2,005 26 行田市 ¥1,998 27 東松山市 ¥1,998 28 川口市 ¥1,962	2	深谷市	¥2,916
5 滑川町 ¥2,484 6 嵐山町 ¥2,484 7 さいたま市 ¥2,414 8 神川町 ¥2,370 9 小川町 ¥2,366 10 伊奈町 ¥2,354 11 春日部市 ¥2,333 12 越谷市 ¥2,322 13 坂戸・鶴ヶ島下水道組合 ¥2,300 14 鴻巣市 ¥2,268 15 寄居町 ¥2,268 16 皆野・長瀞下水道組合 ¥2,268 17 志木市 ¥2,214 18 美里町 ¥2,160 19 熊谷市(妻沼区域) ¥2,160 20 本庄市 ¥2,127 21 上里町 ¥2,127 22 上尾市 ¥2,116 23 吉見町 ¥2,005 24 白岡市 ¥2,005 25 熊谷市 ¥2,005 26 行田市 ¥1,998 27 東松山市 ¥1,998 28 川口市 ¥1,962	3	日高市	¥2,710
6 嵐山町 ¥2,484 7 さいたま市 ¥2,414 8 神川町 ¥2,370 9 小川町 ¥2,354 11 春日部市 ¥2,333 12 越谷市 ¥2,322 13 坂戸・鶴ヶ島下水道組合 ¥2,300 14 鴻巣市 ¥2,268 15 寄居町 ¥2,268 16 皆野・長瀞下水道組合 ¥2,268 17 志木市 ¥2,214 18 美里町 ¥2,160 19 熊谷市(妻沼区域) ¥2,160 20 本庄市 ¥2,127 21 上里町 ¥2,127 22 上尾市 ¥2,116 23 吉見町 ¥2,106 24 白岡市 ¥2,005 26 行田市 ¥1,998 27 東松山市 ¥1,998 28 川口市 ¥1,962	4	飯能市	¥2,656
7 さいたま市 ¥2,414 8 神川町 ¥2,370 9 小川町 ¥2,366 10 伊奈町 ¥2,354 11 春日部市 ¥2,333 12 越谷市 ¥2,322 13 坂戸・鶴ヶ島下水道組合 ¥2,300 14 鴻巣市 ¥2,268 15 寄居町 ¥2,268 16 皆野・長瀞下水道組合 ¥2,268 17 志木市 ¥2,214 18 美里町 ¥2,160 19 熊谷市(妻沼区域) ¥2,160 20 本庄市 ¥2,127 21 上里町 ¥2,127 22 上尾市 ¥2,106 24 白岡市 ¥2,032 25 熊谷市 ¥2,005 26 行田市 ¥1,998 27 東松山市 ¥1,998 28 川口市 ¥1,962	5	滑川町	¥2,484
8 神川町 ¥2,370 9 小川町 ¥2,366 10 伊奈町 ¥2,354 11 春日部市 ¥2,333 12 越谷市 ¥2,322 13 坂戸・鶴ヶ島下水道組合 ¥2,300 14 鴻巣市 ¥2,268 15 寄居町 ¥2,268 16 皆野・長瀞下水道組合 ¥2,268 17 志木市 ¥2,214 18 美里町 ¥2,160 19 熊谷市(妻沼区域) ¥2,160 20 本庄市 ¥2,127 21 上里町 ¥2,127 22 上尾市 ¥2,116 23 吉見町 ¥2,106 24 白岡市 ¥2,032 25 熊谷市 ¥2,005 26 行田市 ¥1,998 27 東松山市 ¥1,998	6	嵐山町	¥2,484
9 小川町¥2,36610 伊奈町¥2,35411 春日部市¥2,33312 越谷市¥2,32213 坂戸・鶴ヶ島下水道組合¥2,30014 鴻巣市¥2,26815 寄居町¥2,26816 皆野・長瀞下水道組合¥2,26817 志木市¥2,21418 美里町¥2,16019 熊谷市(妻沼区域)¥2,16020 本庄市¥2,12721 上里町¥2,12722 上尾市¥2,11623 吉見町¥2,10624 白岡市¥2,00526 行田市¥1,99827 東松山市¥1,99828 川口市¥1,998	7	さいたま市	¥2,414
10 伊奈町 ¥2,354 11 春日部市 ¥2,333 12 越谷市 ¥2,322 13 坂戸・鶴ヶ島下水道組合 ¥2,300 14 鴻巣市 ¥2,268 15 寄居町 ¥2,268 16 皆野・長瀞下水道組合 ¥2,268 17 志木市 ¥2,214 18 美里町 ¥2,160 19 熊谷市(妻沼区域) ¥2,160 20 本庄市 ¥2,127 21 上里町 ¥2,127 22 上尾市 ¥2,116 23 吉見町 ¥2,106 24 白岡市 ¥2,032 25 熊谷市 ¥2,005 26 行田市 ¥1,998 27 東松山市 ¥1,998	8	神川町	¥2,370
11 春日部市 ¥2,333 12 越谷市 ¥2,322 13 坂戸・鶴ヶ島下水道組合 ¥2,300 14 鴻巣市 ¥2,268 15 寄居町 ¥2,268 16 皆野・長瀞下水道組合 ¥2,268 17 志木市 ¥2,214 18 美里町 ¥2,160 19 熊谷市(妻沼区域) ¥2,160 20 本庄市 ¥2,127 21 上里町 ¥2,127 22 上尾市 ¥2,116 23 吉見町 ¥2,106 24 白岡市 ¥2,032 25 熊谷市 ¥2,005 26 行田市 ¥1,998 27 東松山市 ¥1,998	9	小川町	¥2,366
12 越谷市 ¥2,322 13 坂戸・鶴ヶ島下水道組合 ¥2,300 14 鴻巣市 ¥2,268 15 寄居町 ¥2,268 16 皆野・長瀞下水道組合 ¥2,268 17 志木市 ¥2,214 18 美里町 ¥2,160 19 熊谷市(妻沼区域) ¥2,160 20 本庄市 ¥2,127 21 上里町 ¥2,127 22 上尾市 ¥2,116 23 吉見町 ¥2,106 24 白岡市 ¥2,032 25 熊谷市 ¥2,005 26 行田市 ¥1,998 27 東松山市 ¥1,998	10	伊奈町	¥2,354
13 坂戸・鶴ヶ島下水道組合 ¥2,300 14 鴻巣市 ¥2,268 15 寄居町 ¥2,268 16 皆野・長瀞下水道組合 ¥2,268 17 志木市 ¥2,214 18 美里町 ¥2,160 19 熊谷市(妻沼区域) ¥2,160 20 本庄市 ¥2,127 21 上里町 ¥2,127 22 上尾市 ¥2,116 23 吉見町 ¥2,106 24 白岡市 ¥2,032 25 熊谷市 ¥2,005 26 行田市 ¥1,998 27 東松山市 ¥1,998	11	春日部市	¥2,333
14 鴻巣市¥2,26815 寄居町¥2,26816 皆野・長瀞下水道組合¥2,26817 志木市¥2,21418 美里町¥2,16019 熊谷市(妻沼区域)¥2,16020 本庄市¥2,12721 上里町¥2,12722 上尾市¥2,11623 吉見町¥2,10624 白岡市¥2,03225 熊谷市¥2,00526 行田市¥1,99827 東松山市¥1,99828 川口市¥1,962	12	越谷市	¥2,322
15 寄居町¥2,26816 皆野·長瀞下水道組合¥2,26817 志木市¥2,21418 美里町¥2,16019 熊谷市(妻沼区域)¥2,16020 本庄市¥2,12721 上里町¥2,12722 上尾市¥2,11623 吉見町¥2,11624 白岡市¥2,03225 熊谷市¥2,00526 行田市¥1,99827 東松山市¥1,99828 川口市¥1,962	13	坂戸・鶴ヶ島下水道組合	¥2,300
16皆野·長瀞下水道組合¥2,26817志木市¥2,21418美里町¥2,16019熊谷市(妻沼区域)¥2,16020本庄市¥2,12721上里町¥2,12722上尾市¥2,11623吉見町¥2,11624白岡市¥2,03225熊谷市¥2,00526行田市¥1,99827東松山市¥1,99828川口市¥1,962	14	鴻巣市	¥2,268
17 志木市 ¥2,214 18 美里町 ¥2,160 19 熊谷市(妻沼区域) ¥2,160 20 本庄市 ¥2,127 21 上里町 ¥2,127 22 上尾市 ¥2,116 23 吉見町 ¥2,106 24 白岡市 ¥2,032 25 熊谷市 ¥2,005 26 行田市 ¥1,998 27 東松山市 ¥1,998 28 川口市 ¥1,962	15	寄居町	¥2,268
18 美里町 ¥2,160 19 熊谷市(妻沼区域) ¥2,160 20 本庄市 ¥2,127 21 上里町 ¥2,127 22 上尾市 ¥2,116 23 吉見町 ¥2,106 24 白岡市 ¥2,032 25 熊谷市 ¥2,005 26 行田市 ¥1,998 27 東松山市 ¥1,998 28 川口市 ¥1,962	16	皆野•長瀞下水道組合	¥2,268
19 熊谷市(妻沼区域) ¥2,160 20 本庄市 ¥2,127 21 上里町 ¥2,127 22 上尾市 ¥2,116 23 吉見町 ¥2,106 24 白岡市 ¥2,032 25 熊谷市 ¥2,005 26 行田市 ¥1,998 27 東松山市 ¥1,998 28 川口市 ¥1,962	17	志木市	¥2,214
20 本庄市 ¥2,127 21 上里町 ¥2,127 22 上尾市 ¥2,116 23 吉見町 ¥2,106 24 白岡市 ¥2,032 25 熊谷市 ¥2,005 26 行田市 ¥1,998 27 東松山市 ¥1,998 28 川口市 ¥1,962	18	美里町	¥2,160
21 上里町 ¥2,127 22 上尾市 ¥2,116 23 吉見町 ¥2,106 24 白岡市 ¥2,032 25 熊谷市 ¥2,005 26 行田市 ¥1,998 27 東松山市 ¥1,998 28 川口市 ¥1,962	19	熊谷市(妻沼区域)	¥2,160
22 上尾市 ¥2,116 23 吉見町 ¥2,106 24 白岡市 ¥2,032 25 熊谷市 ¥2,005 26 行田市 ¥1,998 27 東松山市 ¥1,998 28 川口市 ¥1,962	20	本庄市	¥2,127
23 吉見町 ¥2,106 24 白岡市 ¥2,032 25 熊谷市 ¥2,005 26 行田市 ¥1,998 27 東松山市 ¥1,998 28 川口市 ¥1,962	21	上里町	¥2,127
24 白岡市¥2,03225 熊谷市¥2,00526 行田市¥1,99827 東松山市¥1,99828 川口市¥1,962	22	上尾市	¥2,116
25 熊谷市¥2,00526 行田市¥1,99827 東松山市¥1,99828 川口市¥1,962	23	吉見町	¥2,106
26 行田市¥1,99827 東松山市¥1,99828 川口市¥1,962	24	白岡市	¥2,032
27 東松山市¥1,99828 川口市¥1,962	25	熊谷市	¥2,005
28 川口市 ¥1,962	26	行田市	¥1,998
	27	東松山市	¥1,998
29 八潮市 ¥1,944	28	川口市	¥1,962
,	29	八潮市	¥1,944

30	桶川市	¥1,944
31	北本市	¥1,944
32	蓮田市	¥1,940
33	加須市	¥1,915
34	草加市	¥1,911
35	羽生市	¥1,890
36	毛呂山·越生·鳩山公共下水道組合	¥1,890
37	宮代町	¥1,849
38	久喜市	¥1,836
39	吉川市	¥1,836
40	杉戸町	¥1,836
41	松伏町	¥1,836
42	入間市	¥1,782
43	秩父市	¥1,620
44	富士見市	¥1,620
45	所沢市	¥1,609
46	新座市	¥1,609
47	川越市	¥1,566
48	三郷市	¥1,566
49	幸手市	¥1,566
50	狭山市	¥1,544
51	三芳町	¥1,512
52	川島町	¥1,512
53	ふじみ野市	¥1,346
54	蕨市	¥1,285
55	和光市	¥1,239
56	朝霞市	¥1,134
57	戸田市	¥1,004
	※ 県内平均	¥1,980



埼玉県内 流域下水道維持管理負担金単価の推移

(単位:円/m³)



利根川右岸流域下水道維持管理負担金の値上げにかかる影響について

単価について

平成21年度~63円/m³平成26年度~72円/m³

平成31年度~ 83円/㎡(予定)

・有収水量の見込みについて

(単位: m³)

平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
4, 933, 552	4, 978, 940	5, 024, 747	5, 070, 974	5, 117, 627

[※]過去の平均伸び率をもとに算出

○有収水量見込みの平均水量(平成 31 年度~平成 35 年度) <u>5,025,168㎡</u>

・11円値上げ分の維持管理負担金額

(単位:円)

平成 31 年度	平成 32 年度	平成33年度	平成 34 年度	平成 35 年度
54, 269, 070	54, 768, 345	55, 272, 214	55, 780, 719	56, 293, 901

※有収水量の見込×11円

○11円値上げ分の維持管理負担金額の平均額(平成31年度~平成35年度)55,276,850円

下水道事業審議会 第2回 資料

公共下水道(汚水)について



本庄市マスコット はにぽん

~持続的な汚水処理の構築を目指して~ 本庄市下水道課

下水道施設の状況について

本庄市の公共下水道(汚水)は昭和61年に供用開始し32年経過しております。 施工年度が古い管渠では既に、劣化や損傷が発生しております。

総務省が定めます基本耐用年数では公共下水道施設のうち、下水管渠、処理設備は50年、ポンプ設備は20年とされており、耐用年数の半分を超えた管渠が発生してきております。

このことから、管渠の修繕やポンプ施設の交換、マンホール蓋等の工事が発生しております。

管渠の劣化における主な要因は、管渠内で発生する硫化水素が原因とされており、 管渠を腐食させてしまうことから、管本体の構造破壊につながり、酷いものでは道路 陥没等の事故を発生させてしまいます。

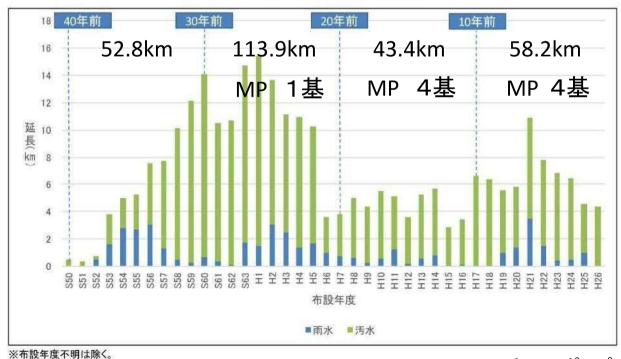
また、マンホール鉄蓋の耐用年数は車道で15年、歩道で30年とされており、既に耐用年数を経過したものが多くみられます。

本庄市の下水道施設数について

本庄市の公共下水道の施設は管渠、マンホール、ポンプ場から構成されております。 平成30年4月1日時点で管渠の延長(汚水)は本庄市内に約251km整備されており、 マンホールの数は約8700箇所設置されています。

平成28年3月作成の本庄市インフラ白書(下水道より参照)

図5-1 布設年度別下水道管渠延長



MP=マンホールポンプ

下水道施設の老朽状況(1)

〇硫化水素による管渠及びマンホールの損傷について

下水中(汚水)には、し尿や洗剤等により 硫酸塩が含まれております。

下水が嫌気条件(酸素の無い状態)になると下水道管渠内では硫化水素が発生します。この硫化水素の濃度が高くなると硫酸に変化し酸化します。

主に古い管渠はコンクリート製のヒューム管を使用しており、コンクリートはアルカリ性物質であることから、硫黄酸化細菌(酸性)と反応しさまざまな影響を及ぼします。

このため、管内で腐食や劣化が発生し、管渠は損傷します。

右記の図は硫化水素発生における腐食までの概念図です。

腐食概念図

日本下水道事業団資料参照

下水道施設の老朽状況(2・管渠、マンホール)

参考・硫化水素によるマンホール内の腐食状況



参考・硫化水素に強い部材で改修工事を実施



参考・硫化水素による管渠の腐食状況

参考・硫化水素により腐食したマンホール内の状況 他市の事例を掲載

下水道施設の老朽状況(3・マンホール鉄蓋)

○使用時間の経過等によるマンホール鉄蓋の老朽化について

マンホール鉄蓋はその名のとおり鉄(鋳物)で作られており、下水道管渠の維持管理を行うための点検口となっております。

鉄蓋の標準耐用年数は車道部での使用の場合15年、歩道部の使用の場合30年とされております。(グランドマンホール協会より)

マンホール鉄蓋は外面と内面とでは、腐食や劣化が異なり、更に使用環境等により、 劣化度の違いが出てきます。

外面の劣化の原因としては特に、交通量の多い車道部における、表面摩耗による劣化が著しく、場所によっては耐用年数の半分の年数で交換時期がくることもあります。

また、受枠の変形が発生することで、周辺舗装のクラックや段差による騒音も発生します。

内面の劣化の原因としては管渠同様に硫化水素による酸化が発生し、表面の腐食や、 金具類の損壊が発生します。

下水道施設の老朽状況(4)

○マンホール鉄蓋の腐食・劣化状況

今年度実施した、鉄蓋交換工事にて撤去した鉄蓋の状況写真(約42年間使用)



車両の通行に伴う摩耗の状況

摩耗により溝が浅くなりスリップ等の 影響が懸念される状態



硫化水素によるマンホール鉄蓋の 腐食状況

腐食が進み、鎖が切断している状態

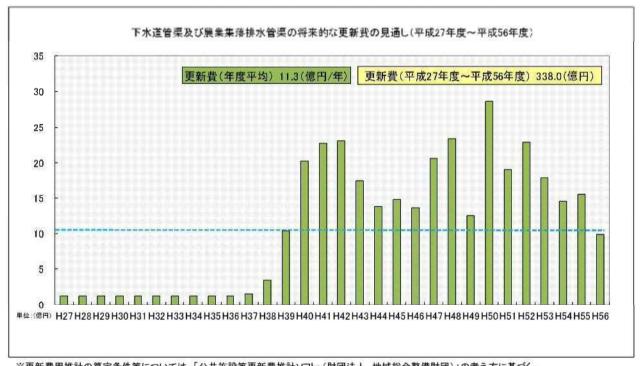
下水道施設の修繕及び更新(1)

〇平成28年3月の作成しました本庄市インフラ白書では、公共下水道及び農業集落排水 の管渠を将来的に維持することに必要となる、今後30年間の将来更新費用は約338億円 となり、年度平均で11.3億円が必要となります。

比較的新しい施設であることから、平成40年以降に更新費用が集中しています。

平成28年3月作成の本庄市インフラ白書(下水道より参照)

図5-7 更新費用推計(下水道管渠・農業集落排水管渠)



※更新費用推計の算定条件等については、「公共施設等更新費推計ソフト: (財団法人 地域総合整備財団)」の考え方に基づく。

下水道施設の修繕及び更新(2)

〇本庄市インフラ白書から、下水道施設を耐用年数まで使用した場合の今後の更新費用が年平均11.3億円必要とする試算されております。

このことから、今後耐用年数を延ばすための措置(長寿命化)を実施する必要があります。

また、更新費用を削減又は平準化するためには、詳細な調査の実施や早めの修繕対応が必要となります。

○主な施設の維持管理に必要な経費

・汚水幹線等管渠調査業務委託費(カメラ調査) 2,160円/m

●管渠内清掃業務委託費(管内閉塞における高圧洗浄) 1,067円/m

·管渠内更生工事(φ250) 66,000円/m

マンホール蓋更新工事 313,000円/箇所

マンホール内改修工事(硫化水素対策) 1,800,000円/箇所

•マンホールポンプ更新工事(ポンプのみ) 3,300,000円/箇所

今後の計画

〇平成27年に下水道法が改正され、下水道の事業認可を更新する際に事業管理計画(更新・改修等)を策定することが、義務付けられました。

事業管理計画(更新・改修等)では、保有する施設を適切に維持管理するため、定期的な点検や調査、改築・更新に伴う基準を策定することとなります。

これに基づき、同年に本庄市の事業管理計画を作成し、既に維持管理の取組をはじめております。

本庄市では、この事業管理計画(更新・改修等)を更に確実なものにするため、財源と費用を平準化するための取組として平成31年度以降にストックマネジメント計画(案)の策定を進めていきます。

〇下水道事業におけるストックマネジメントとは。

下水道は適正な維持管理により機能を発揮することで、初めて役割を果たす社会資本です。

このため、適切な維持管理による下水道サービスの維持、既存施設の長寿命化によるライフサイクルコストの低減、更には機能高度化のための投資とその平準化が求められるため、施設の供用年数、社会的重要度、機能上の重要度を勘案して計画し、点検・調査を実施した結果に基づき、劣化予測、改築手法による長寿命化等の計画を実施するものです。

※下水道事業におけるストックマネジメントの基本的な考え方(案)より抜粋 国土交通省作成

施設別点検頻度計画及び修繕、改築判断基準

短期 5年程度

改築修繕計画の見直し 頻度

> 長期 20年程度(必要に応じて)

(平成26年度末現在)

本庄市の公共下水道 管延長(汚水)

244. 9 km

本庄市の公共下水道

57. 7 km

管延長(雨水)

マンホール(汚水) 8,101個 マンホール(雨水) 1,458個

	施設種別	点検頻度	点検方法	点検量 (年)	点検内容	修繕基準	改築基準	
		5年に1回			管路内の破損 (変形等) 上下のたるみ	流下能力が低下していると認めた 場合		
1	主要な幹線 (重要な幹線)	※ただし、設 置から10年 を経過した 管路から	カメラによる 点検	F O L /左	堆積の状況 浸入水の確認	直ちに実施	耐用年数が経過し、修繕では機能 が回復しないと判断した場合	
2	枝線	10年に1回	カメラによる		5 0 k m/#	官路内の破損	流下能力が低下していると認めた 場合	耐用年数が経過し、修繕では機能
		※ただし、設置から10年を経過した管路から	占焓		浸入水の確認		が回復しないと判断した場合	
	腐食(硫化水素)の 恐れがある管路		目視による調査及び	対象路線	管路の腐食	流下能力が低下していると認めた 場合	耐用年数が経過し、修繕では機能	
3	腐食(硫化水素)の 8年に10	5年に1回	調量及び カメラによる 点検	全て	側塊の腐食、 破損		が回復しないと判断した場合	

				ホール		交通に影響あると判断した場合	耐用年数が経過し、構造体に影響があり修繕では機能が回復しないと判断した場合
					蓋のがたつき、 ずれ	直ちに実施	
				405基/年	蓋の腐食	直ちに実施	
					滞水の有無		
4	マンホール	20年に1回	目視による 調査	雨水マン ホール		流下能力が低下していると認めた	
					副管内の 閉塞、破損	場合	 耐用年数が経過し、構造体に影
				73基/年	ステップの腐食、破損	た場合	響があり修繕では機能が回復しないと判断した場合。管渠を更新す
						施設管理・耐用年数に支障をきた すと判断した場合	る場合。
					浸入水の確認	直ちに実施	
		10年に1回 ※ただし、設 置から10年 を経過した 管路から	カメラによる : 点検		(変形等)	施設管理・耐用年数に支障をきた すと判断した場合	
_				管路調査範		流下能力が低下していると認めた 場合	耐用年数が経過し、構造体に影 響があり修繕では機能が回復しな
5				囲内全て	浸入水の確認		いと判断した場合。管渠を更新する場合。
					ポンプの可動 状況		耐用年数前が経過し、修繕では
6	マンホールポンプ	ポンプ 毎月点検	点検 目視による 点検		操作盤・配線・ 基盤の確認 通信施設の		機能が復旧できないと判断した場合または技術革新が進みコスト削減が行える場合。
					確認		11/5 0.20 H 0
7	道路陥没調査	施工5年後	専用の調査	5年前の 施工延長	空洞化の確認	空洞化確認後速やかに実施	

施設維持管理費の財源と必要性

〇公共下水道の維持管理費

汚水は、性質上施設に与える影響が大きく、使用量の増加や使用年数が長くなるにつれ維持管理に伴う費用が増大していきます。

維持管理費は私費負担が原則となっていることから、使用料金を基に実施しておりますが、 不足する費用については一般財源を投入しています。

〇現在の施設維持管理費は、年間約4千万円程度の費用を計上しております。 既に、マンホール蓋については、耐用年数を超えて使用している場所も多くなっており、 早期の交換が必要となります。

また、平成40年頃からは管渠の維持管理や更新に伴う費用が増大してくるため、今後 作成しますストックマネジメント計画(案)を活用し、安定した下水道経営ができるよう平準化 した予算を計画する必要があり、それを実行するための財源が必要となります。

維持・修繕費用一覧表

					事業年度										
	事業内容	施工単価	単位	平	成30年度	平	成31年度	平成32年度		平成33年度		平	成34年度	平成35年度	
				数量	施工費用	数量	施工費用	数量	施工費用	数量	施工費用	数量	施工費用	数量	施工費用
1	汚水管渠清掃業務委託	1,067	m	4,500	4,801,500	4,500	4,801,500	4,500	4,801,500	4,500	4,801,500	4,500	4,801,500	4,500	4,801,500
2	汚水管渠清掃業務委託(カメラ調査用)	1,067	m	2,500	2,667,500	2,500	2,667,500	5,000	5,335,000	5,000	5,335,000	2,500	2,667,500	2,500	2,667,500
3	汚水幹線等管渠カメラ調査業務委託	2,160	m	2,820	6,091,200	2,820	6,091,200	6,500	14,040,000	5,000	10,800,000	3,000	6,480,000	3,000	6,480,000
4	汚水マンホール蓋更新工事	313,000	箇所	50	15,650,000	50	15,650,000	80	25,040,000	100	31,300,000	100	31,300,000	100	31,300,000
5	汚水マンホール改修工事(硫化水素関連	1,800,000	箇所	2	3,600,000	2	3,600,000	2	3,600,000	2	3,600,000	2	3,600,000	2	3,600,000
6	汚水管渠内更生工事(硫化水素対策)	66,000	m	0	0	16.6	1,095,600	100.0	6,600,000	100.0	6,600,000	100.0	6,600,000	50.0	3,300,000
計					32,810,200		33,905,800		59,416,500		62,436,500		55,449,000		52,149,000
	国費対象分(2, 3, 5, 6)								14,787,500		13,167,500		9,673,750		8,023,750
	市単独費分				32,810,200		33,905,800		44,629,000		49,269,000		45,775,250		44,125,250

今後の財政見通し

今後5年間の収支見込については、別表のとおり収益的収支、資本的収支とも に収入と支出の増加が見込まれます。

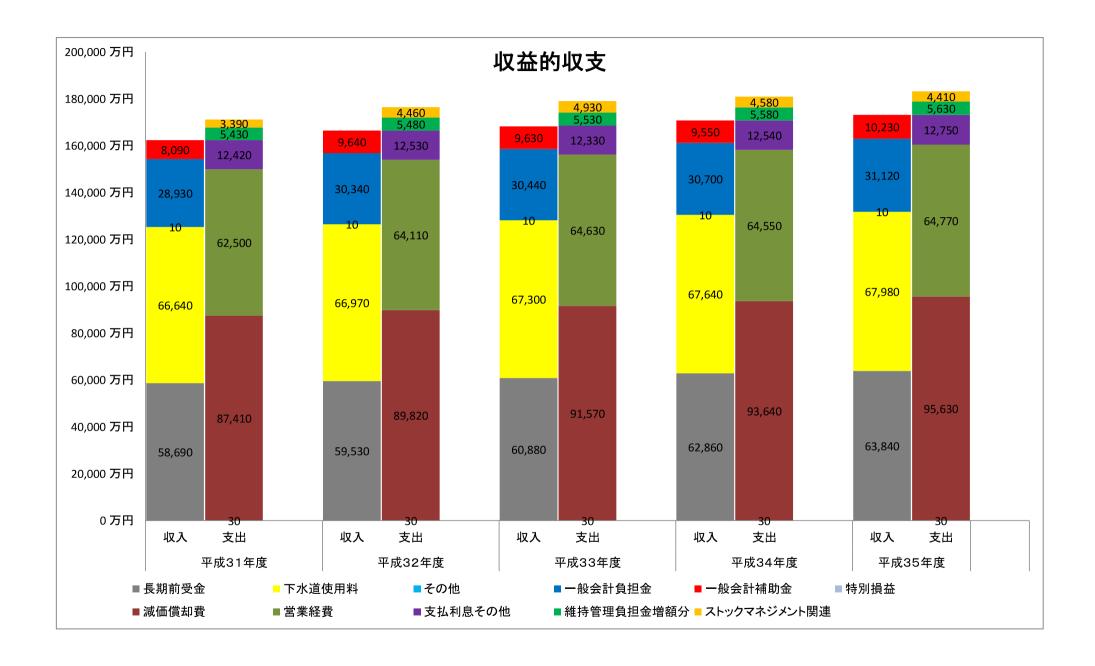
収益的収支については、汚水管渠の整備及び下水道への接続にともない有収水量が増加するため使用料の収入も増加しますが、汚水の処理量も増加するため流域下水道維持管理負担金が増加します。また、管渠の延長にともない固定資産が増加し、管渠の減価償却費も増加します。

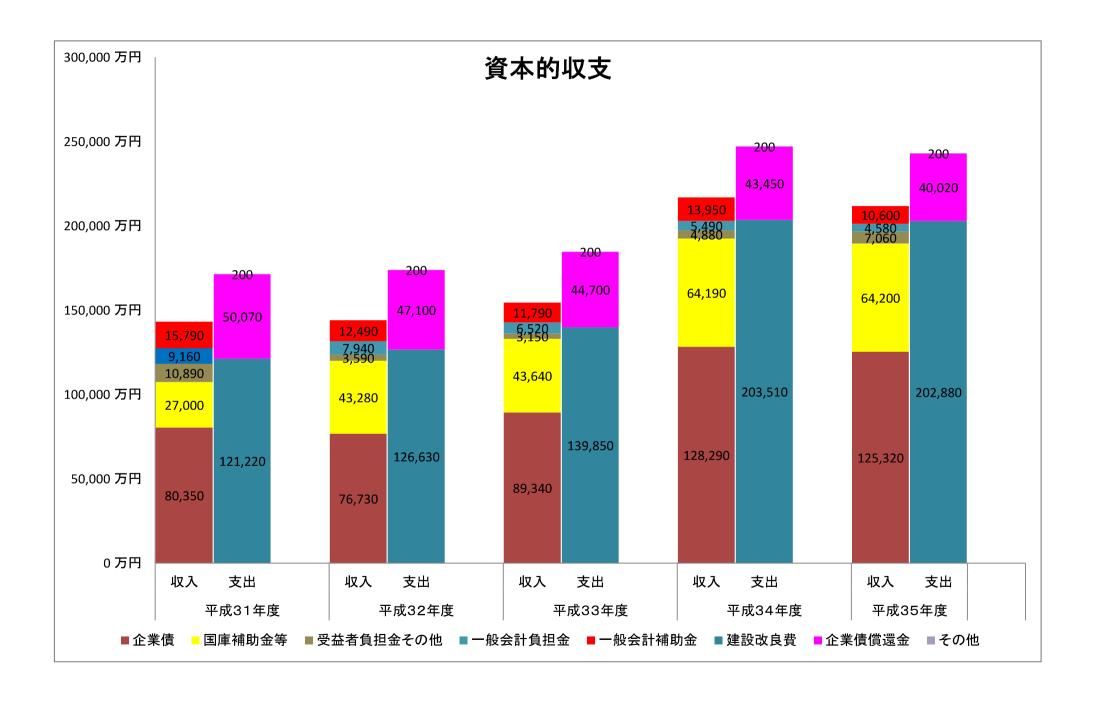
資本的収支については、汚水管渠の整備を進めることで建設改良費が増加し、 建設費用のために借り入れる企業債の額も増加します。このため、企業債償還元 金も借入にともない増加していきますが、既に整備されている雨水管渠の企業債 償還元金は返済にともない減少していきます。

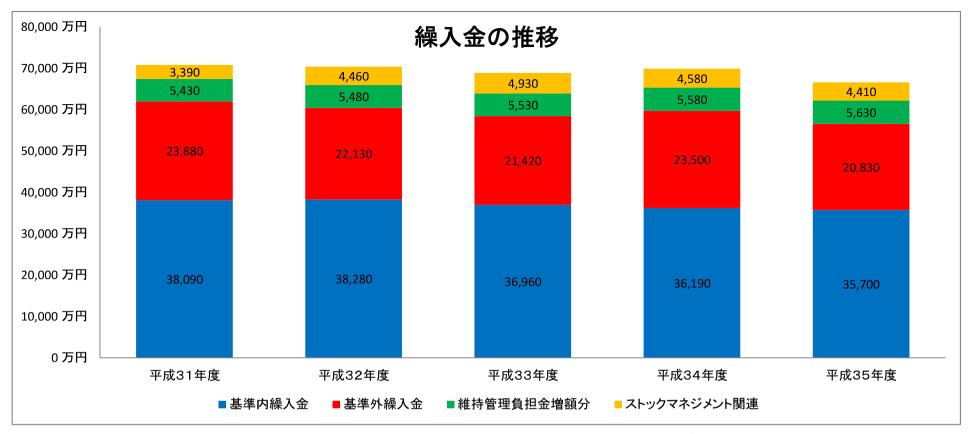
別表緑色の部分の流域下水道維持管理負担金は、平成31年度から1㎡当り72円から83円へと11円の値上げが示されており、今後5年間の平均で毎年約5,530万円の支出の増加が見込まれています。また、オレンジ色の部分は、ストックマネジメント計画に関連する修繕・更新の費用として今後5年間の平均で毎年約4,354万円の支出を見込んでいます。

これらの費用を賄うには、収入の増を図るか支出の減を図る必要があります。 その一方で平成37年度までに下水道の整備について概成させる必要があるため、今後も建設改良費等の支出を減少させることはできない状況となっています。 このため、収入を増加させる必要があります。

増加させることが可能な収入としては、一般会計からの繰入金と下水道使用料があります。しかし、一般会計からの繰入金を現在以上に増やすことは、下水道を利用することができない人との公平性の問題や財政の健全性、公営企業会計の独立性からも一定の制限があるため、結果として、使用料の収入の増加を図ることが必要であると考えます。







単位:万円

	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	5年平均
基準内繰入金	38,090	38,280	36,960	36,190	35,700	37,044
基準外繰入金	23,880	22,130	21,420	23,500	20,830	22,352
繰入金合計	61,970	60,410	58,380	59,690	56,530	59,396
維持管理負担金増額分	5,430	5,480	5,530	5,580	5,630	5,530
ストックマネジメント関連	3,390	4,460	4,930	4,580	4,410	4,354

収益的収支については、基準内繰入金(青の部分)は、雨水に関する減価償却費、企業債支払利息や維持管理費に充てられ、さらに流域下水道に関する 企業債支払利息と分流式下水道に関する経費に充てられています。基準外繰入金(赤の部分)は、発生しないように予算を組んでいます。

資本的収支については、基準内繰入金は、雨水及び流域下水道に関する企業債償還元金に充てられています。基準外繰入金は、その他の企業債償還元金 に充てられています。

料金試算 (改定率34%)

① 基準外繰入金見込額	223, 520, 000円/年
② 維持管理負担金の引上見込額	55, 276, 850円/年
③ ストックマネジメント関連にかかる費用見込額	43, 540, 860円/年
(②維持管理負担金の引上額 + ③ストックマネジメント関連にかかる費用)	98, 817, 710円/年
④ 改定率を34%とした使用料の増分見込額	223, 817, 706円/年

⑤ 使用料単価 (平成29年度 126円)

169円 (差43円)

※地方財政措置の基準使用料単価150円

改定前

改定後

排力	火 量(m³/月)	基本料 10㎡ま
0	~	10	800
11	~	30	
31	~	50	/
51	~	100	
101	~	200	
201	~	500	
501	~	1, 000	
1, 00)1	~	
浴	場営	業用	

基本料 10㎡まで	超過料金 1㎡当り
800円	
	117円
	130円
	143円
	175円
	200円
	225円
	250円
	40円

超過料金
1㎡当り
157円
174円
192円
235円
268円
302円
335円
40円

改定率	引上額
33.75%	270円
34.19%	40円
33.85%	44円
34.27%	49円
34.29%	60円
34.00%	68円
34.22%	77円
34.00%	85円
0.00%	O円

〇一般家庭平均使用料 (20㎡/1ヶ月)

	20㎡/1ヶ月分	消費税 8%	8%税込み料金
現行料金	1, 970円	157円	2, 127円

	20㎡/1ヶ月分	消費税 8%	 8%税込み料金	消費税10%	10%税込み料金
改定後料金	2, 640円	211円	2, 851円	264円	2, 904円

現行料金との差額	670円	54円	724円	107円	777円
----------	------	-----	------	------	------

料金試算 (改定率19%)

① 基準外繰入金見込額 223, 520, 000円/年

② 維持管理負担金の引上見込額 55, 276, 850円/年

③ ストックマネジメント関連にかかる費用見込額 43,540,860円/年

(②維持管理負担金の引上額 + ③ストックマネジメント関連にかかる費用) 98,817,710円/年

④ 改定率を19%とした使用料の増分見込額 124, 336, 619円/年

⑤ 使用料単価 (平成29年度 126円) 150円(差24円)

※地方財政措置の基準使用料単価150円

改定前

改定後

排水量	∄(㎡/月)	基本料 10㎡まで	超過料金 1㎡当り
0 -	- 10	800円	
11 ^	~ 30	/	117円
31 ^	- 50	/	130円
51 ^	- 100	/	143円
101 ^	200	/	175円
201 ^	- 500	/	200円
501 ^	- 1, 000	/	225円
1, 001	~	V	250円
浴場	営業用		40円

超過料金 1㎡当り
139円
155円
170円
208円
238円
268円
298円
40円

改定率	引上額
18.75%	150円
18.80%	22円
19.23%	25円
18.88%	27円
18.86%	33円
19.00%	38円
19.11%	43円
19.20%	48円
0.00%	O円

〇一般家庭平均使用料 (20㎡/1ヶ月)

	20㎡/1ヶ月分	消費税 8%	8%税込み料金
現行料金	1, 970円	157円	2, 127円

	20㎡/1ヶ月分	消費税 8%	8%税込み料金	消費税10%	10%税込み料金
改定後料金	2, 340円	187円	2, 527円	234円	2, 574円

現行料金との差額	370円	30円	400円	77円	447円
----------	------	-----	------	-----	------